

〔研究ノート〕

スイス連邦憲法における宗教

仲 哲 生

1 はじめに

信仰の自由とは、個人の自己責任において、宗教上の諸問題について意思決定することができることを意味する。歴史的には、このような国家の寛容は自明のことではなく、権力者の信仰により、個人が自己の信仰を自由に選択することは困難であった。そして、18世紀末の近代市民革命の高揚と人権宣言と関連して、信仰の自由が重要な役割を演じたことは周知のことである。

スイスにおいても、信仰の自由の獲得は、宗教上の対立の克服をめぐる闘争であった⁽¹⁾。その対立は、20世紀の初頭までは、広い範囲で暴力が用いられることも少なからず存在した。今日では、それは、キリスト教間では世俗的な色彩を帯び、他方では、イスラム教徒との紛争が大きな存在とな⁽²⁾ってきている。

1999年末まで効力を有していた、旧連邦憲法には、法律イニシアティヴが存在せず、憲法イニシアティヴが存在したこととも関連して、イエズ

(1) 1847年に勃発した、いわゆる「分離独立戦争」(Sonderbundskrieg)はその例である。その後の1848年に、スイス連邦は創設され、今日のスイス連邦憲法の基となる憲法が制定されている。

(2) スイスの人口の約41.8%がカトリック、約35.3%がプロテスタント、約4.3%がイスラム教徒であり、イスラム教は三番目に大きな宗教集団である (Rhinow, R./Schefer, M., Schweizerisches Verfassungsrecht, 2., Aufl.,2009, S.286)。

イットの禁止（旧連邦憲法51条：1973年削除）、修道院の新設の禁止（旧連邦憲法52条：1973年削除）、麻酔なしの哺乳類の畜殺（Schächt）の禁止（旧連邦憲法25条の2：今では動物保護法に規定）、すなわち、事実上はユダヤ教やイスラム教の祭礼の際の畜殺の禁止など、歴史的には特異な条項を含んでいたことも、宗教法制上は興味深い。また、信仰の自由が保障されていても、教会と国家の関係の規律が州に委ねられているために、州によっては、キリスト教のうち、福音改革派、ローマ・カトリック、古カトリック（クリスチャン・カトリック）の三宗派のみが、公法上の法人格を与えられるなど、国家と教会の関係は特殊である。

それとともに、今日のグローバルな規模での人の移動が頻繁に行われる社会、いわゆる「移住社会」(Einwanderung)⁽³⁾における信仰の多様性をいかに確保するのが重要な課題となっている。その点では、スイスは、伝統的に、言語、宗教などの文化的な多元性を前提とした社会であり、その歴史は、多様な文化的、宗教的な利害の対立の克服の歴史でもあった。

本稿の課題は、スイス連邦憲法が、信仰の自由、国家と宗教の関係、すなわち宗教について、どのように規定しているかを概略し、今後のスイスの宗教法制研究の課題を明らかにすることである。

2 信仰の自由と良心の自由

2.1 制定史

スイスにおける信仰の自由は、フランス人権宣言10条の「何人も、その意見のゆえに、たとえ宗教的意見であっても、その表明が法律の定める公の秩序を乱すものでない限りは、不安にさせられてはならない」に由来す

(3) Winzeler, C., Einführung der Religionsverfassungsrecht der Schweiz, 2. Aufl.S5.

る1798年のヘルヴェティア共和国憲法6条が、以下のように規定していたことに端を発する。

「良心の自由は無制限である。しかし、宗教的信念の公的表明は、協調と平和という感情に従属しなければならない。あらゆる礼拝は、公共の安寧を妨げることなく、支配的権力ないしは特権を行使するものではない限り許される」⁽⁴⁾。

現在のスイス連邦憲法（2000年1月1日施行）の基礎となる、1874年の連邦憲法⁽⁵⁾は、スイスの憲法史において、初めて明確に、49条と50条に信仰の自由を規定し、信仰、宗教行為、宗教教育などについての詳細な規定を置いていた。そこでは、個人の権利として、国家による侵害および強制から国民が保護されなければならないことが定められていた。その際、信仰の自由（Glaubensfreiheit）と良心の自由（Gewissensfreiheit）という二重⁽⁶⁾の概念によって保護される。それ以後、前述したイエズイットの禁止や修道院の禁止などの例外はあるが、1999年の全面改正までは修正されることはなかった。

1999年の全面改正によって、旧連邦憲法49条および50条は、新連邦憲法13条に「信教の自由と良心の自由」として受け継がれている。しかし、旧連邦憲法と比べ、「宗教的平和」（Religionsfriede）の維持よりも、信仰の自由の個人の権利としての側面に重点が置かれることとなった⁽⁷⁾。この領域では、信仰の自由の領域における連邦裁判所の判例の展開が考慮されている。それとともに、ヨーロッパ人権規約19条、市民的および政治的権利に関する国際規約18条といった国際法の影響を強く受けている。また、旧連邦憲法50条2項に対応して、連邦憲法72条1項に、国会と教会の関係についての規定が置かれている。

(4) Zit., Winzeler, Einführung, S.21.

(5) 1874年の連邦憲法を全面改正したものが、現行のスイス連邦憲法である。

(6) これについては、後述される。

(7) Botschaft über eine neue Bundesverfassung, 1996, S.155.

2.2 信仰の自由と良心の自由の概念

スイスの憲法史においては、常に信仰の自由と良心の自由は結合して保障されており、現行連邦憲法も、15条において、それを踏襲している。信仰の自由と良心の自由という「二重の概念」は、その宗教的信条にしたがった、思想、表現、行動を含む、包括的な基本権へと変遷してきた。⁽⁸⁾これは、ヨーロッパ人権規約や国際人権規約B規約に含まれている、宗教の自由、信仰の自由、良心の自由に対応している。⁽⁹⁾つまり、わが国のように、「思想・良心の自由」ではなく、良心の自由は、「信仰の自由」と結合して用いられているのである。

スイスでは、Glaubensfreiheit、Kultusfreiheit、Religionsfreiheit という類似する概念が使用されている。それぞれ、信仰の自由、宗教行為の自由、宗教の自由と訳しておく。信仰の自由は、個人が、「宗教ないしは世界観を自由に選択する自由」⁽¹⁰⁾であり、宗教行為の自由は、単独ないしは共同で信仰告白する自由、「自己の宗教上の信念にしたがって生活し、行動する自由」⁽¹¹⁾ということになる。後者は、具体的には、ミサ、説教、共同の祈り、宗教上の行進などの信仰上の行為であり、さらには、宗教上の休日の遵守、着衣の指示、断食、食物に関するタブーの尊重などの日常生活における指示にしたがうことも保護される。したがって、かつては、信仰

(8) Cavelti, U.J., Art.15., in:Ehrenzeller, B./Mastronardi, P./Schweizer, R.J./Vallender, K.A., (hg.), St.Galler BV-Kommentar, Die schweizerische Bundesverfassung, 2.Aufl.,2008, S.225.

(9) わが国では、良心の自由は、一般的には、「思想・良心の自由」として用いられ、内面的な精神活動の自由として重要な意義が与えられている。ところが、多くの国の憲法では、スイス連邦憲法と同じように、思想の自由を保障する例はない。その理由は、①内心の自由は絶対的に保障されなければならないこと、②思想の自由の保障は、表現の自由の保障があれば十分であることなどである（芦部信喜〔高橋和之補訂〕『憲法 第四版』岩波書店、2007年、142頁以下）。

(10) Häfelin, U./Haller, W./Keller, H., Schweizerisches Bundesstaatsrecht, 7.Aufl., S.126.

(11) Häfelin/Haller/Keller, aa.O., S.126.

の自由（Glaubensfreiheit）は、その性格からして、自然人にのみ適用される権利であり、法人はそれを援用することはできないとされていた。逆に、宗教行為の自由（Kultusfreiheit）は、法人も権利主体となることができると考えられていた⁽¹²⁾。要するに、信仰の自由は信仰の領域における内面的な精神活動の自由、宗教行為の自由は外面的な精神活動の自由ということになる。旧連邦憲法においては、49条が「信仰および良心の自由」を規定し、50条が「宗教行為の自由と宗教団体」を規定して、両者が分離されていたが、新連邦憲法では、15条に両方が規定され、統合されている⁽¹⁴⁾。

ここでは、「信仰」という概念は、神的なもの、超越的なものに対する人間関係についての宗教的な信条と定義され、いずれの信条も、その内容や出自から独立して評価され、無神論もまたそこに含まれる。良心の自由は、人間のアイデンティティとしての人格的基礎を保護し、生活に倫理的な基準を設定する。批判精神としての良心は、常に宗教的な信条と関連させて主張されてきた⁽¹⁵⁾。ここに、信仰の自由と良心の自由が同一の条項に置かれる理由が存在する。なお、「宗教」の定義であるが、現代国家は宗教的には中立の立場をとるので、公権力が法律等によって「宗教」を定義することには問題があり、「法学が宗教を定義することも困難である」と主張されることもある⁽¹⁶⁾。しかし、判例、学説では、抽象的なレベルでの具体化が試みられている。

(12) Metzger, P., Schweizerisches Juristisches Wörterbuch, 1996, S.490.

(13) わが国では、「信教の自由」は「宗教の自由」と同義と理解され、「信仰の自由」は「信教の自由」に含まれると理解されている。たとえば、渋谷秀樹『憲法』（有斐閣、2007年）は、「信教の自由」には、①信仰の自由、②宗教的行為の自由、③宗教的結社の自由が含まれる」（378頁）と述べる。

(14) Häfelin/Haller/Keller, a.a.O., S.127.

(15) Cavelti, a.a.O., S.225.

(16) Winzeler, Einführung, S.10.

2.3 連邦憲法15条の規範内容

信仰の自由と良心の自由は、人間の尊厳の法的保障の構成要素である。それは、国家による侵害や強制から、個人が保護されるという個人の権利である。

前述したように、新連邦憲法は、その改正の趣旨から、旧連邦憲法を「改訂」(Nachführung)し、「理解しやすく叙述し、体系的に秩序づけ、その密度と用語を統一する」ことにあり、特に、連邦裁判所の判例の集積による基本権部分の具体化を追認することにあつた。⁽¹⁷⁾この問題について、新連邦憲法制定に関する連邦参事会報告は、以下のように説明する。「この規定は、信仰の自由、良心の自由ならびに礼拝の自由を保障する。(旧)連邦憲法49条と50条を受け継いでいる。重要なことは、宗教の自由の領域における連邦裁判所の判例の展開を考慮するという、その新しい具体化である。今日では、過去と同規模での危険にさらされているようには見えない、宗教上の平和の要請に代わって、信仰の自由の個人の権利としての側面に重点を置いている」。

連邦憲法15条は、以下のように規定する。

連邦憲法15条 信仰の自由および良心の自由は、保障される。

- ② すべての人は、自己の宗教や世界観的確信を自由に選択し、単独または共同で、それを告白する権利を有する。
- ③ すべての人は、宗教団体に加入しないしは所属し、または宗教教育を受けることを強制されない。
- ④ すべての人は、宗教団体に加入しないしは所属し、宗教活動を行い、または宗教教育を受けることを強制されない。

連邦憲法15条1項は、一般的に、信仰の自由と良心の自由を保障する。2項および3項は、1項において保障されている権利を具体化するものであり、それは保護される行為の主要な事例を挙げたものとして理解されな

(17) Botschaft über eine neue Bundesverfassung, 1996, S.45ff.

⁽¹⁸⁾
 ければならない。

15条2項は、自らが信仰する宗教の自由な選択と信仰告白する権利を規定することによって、自己の信仰ないしは信仰しないことについての自己決定権とその具体化が考慮されている。たとえば、祈りや着衣、多様な形態の礼拝を含むことになる。こうした自由は、スイスにおけるローマ・カトリック教会や福音改革派教会のような多数派の宗教にのみ与えられるものではない。多くのスイス国民にとってはなじみのない宗教を信仰する者にも、こうした自由は与えられる。しばしば、「ゼクト」(Sekt) と呼ばれる宗教集団もまた、憲法による完全な保護を享受することができる。今日、連邦裁判所判例の扱う、連邦憲法15条2項に関連する事件の多くは、こうした、スイス国民には周辺状況と考えられることがらに由来する問題である。たとえば、宗教上の祝祭日に際しての公立学校の授業免除、宗教上の理由からの男女一緒の水泳教育の免除、宗教上ターバンを着用することとされているシーク教徒へのオートバイ乗車中のヘルメットの着用義務、イスラム教徒の教師のスカーフ着用禁止などが挙げられる。

15条3項は、宗教団体への加入・所属と宗教教育を受ける自由を保障する。2項を補足する、共同による信仰の自由への保障の一部と考えられる。すなわち、3項は、宗教団体の自由それ自体を保障するものではないが、それに属する個人の自由を規定している。

また、15条3項は、「宗教教育を受ける自由」を規定することによって、少なくとも、「宗教教育を受ける権利」も含むと⁽²⁰⁾考えられている。

15条4項は、宗教上の強制からの保護を規定する。第一は、宗教団体への加入・所属が強制されないことが定められている。つまり、国家は、個

(18) Winzeler, Einführung, S.25.

(19) Pahud de Mortanges R, Detruktive Sekten und Missbrauch der Religionsfreiheit, in:AJP, S.768.

(20) Winzeler, C., Religionsfreiheit in der Schweiz und Lichtenstein 2004, in: Rinnerthaler, A., (hg.), Historische und rechtliche Aspekte des Religionsfreiheit, 2004, S.497.

人が教会から脱退することを妨げてはならない。脱退は、いつでも可能であり、妨害されたり、必要以上に遅延させられることがあってはならない。この権利は、公法上、その存在が認められている宗教団体の場合には、特別の意義を有する。脱退の権利は、非常に個人的な権利であり、宗教上の成年（後述）に達し、判断能力のある個人の明確な意思表示によって行使されることができる⁽²¹⁾。

第二は、宗教上の行為についての国家の強制の不存在が規定されている。ここでの宗教上の行為とは、祈り、ミサ、宗教上の誓い、洗礼、宗教上の祝祭の遵守などである。

第三は、公立学校における義務的な宗教教育の不存在である。子どもが宗教教育に参加するかどうかについては、宗教上の成年までは、親権者によって判断される。たとえば、聖書の歴史についての教育については、任意のものとして、他の教育内容から切り離して実施される必要がある。この場合には、免除される生徒が、教室に留まる必要がないように実施されなければならない⁽²²⁾。この問題と密接に関連するのは、公立学校における宗教的中立である。

3 信仰の自由と良心の自由をめぐる論点

3.1 保護の対象

連邦憲法15条2項において、何人も、その宗教ないしは世界観上の信念を自由に選択する権利が保障される。2項にいう「宗教ないしは世界観上の信念」については、学説・判例において具体化されてきたとされている。多くは、2項の保護法益との関連で説明される。たとえば、「人間の、神、

(21) Cavelti, a.a.O., S.236.

(22) Häfelin/Haller/Keller, a.a.O., S.128.

超越的なものに対する関係と関連し、世界観の次元を有する、あらゆる信
条⁽²³⁾、「神ないしは超越的なものに対する関係に関する観念」⁽²⁴⁾、「人間の、神、
複数の神、超自然的な存在との結合という観念」⁽²⁵⁾などと定義される。しか
し、「世界観」という概念については十分には解明されていないと言われ
ている。世界観が信仰の自由の保護対象になることについて、連邦裁判所
は、「それが、宗教ないしは超越的性格の表現であり、世界と人生の全体
が対象になる限り、世界観は信仰の自由の保護の下にある⁽²⁷⁾」と語る。

3.2 権利の主体

信仰の自由と良心の自由は、その国籍、年齢、宗教団体の所属とは別
に、すべての自然人に与えられる。

宗教上の成年に関しては、民法303条によって、16歳と規定されている。
したがって、16歳までは、親権者が子どもの宗教教育について決定する。
しかし、その決定に際しては、子どもの発育にとってふさわしい方法で行
われなければならない（子どもの権利条約14条2項）。

法人は、連邦裁判所判決によると、原則として、信教の自由と良心の自
由を援用することができない⁽²⁸⁾。こうした権利は、自然人と結合される権利
だからである。例外的に、宗教上の目的を追求する法人には適用される。

3.3 制限

刑法上の制限については、公にかつ共通した方法で、他者の信仰上の信

(23) Häfelin/Haller/Keller, a.a.O., S.125.

(24) Rhinow R./Schefer M., Schweizerisches Verfassungsrecht, 2.Aufl., 2009, S.288.

(25) Karlen P., Das Grundrecht der Religionsfreiheit in der Schweiz, 1988, S.201.

(26) Häfelin/Haller/Keller, a.a.O., S.126. Vgl. Müller J. P., Grundrechte in der Schweiz, 1999, S.83.

(27) Zit., Winzeler, Einführung, S.10.

(28) BGE 126 I S.122.

念を罵倒ないしは侮辱し、信仰の対象を辱しめ、宗教行為に悪意をもって干渉する者は、軽罪を犯すことになる（刑法261条）。この規定は、1995年の初めから施行されている、刑法261条の2の人種差別禁止条項は、宗教に向けられている重大な差別の形態に対して禁錮刑ないしは罰金刑を定めている。

信仰の自由と良心の自由は、警察的な規制に服する。たとえば、宗教上の小冊子の訪問販売の営業警察的な規制や宗教上の目的のための、資金集めの警察的な規制は許される。前述したような、二輪運転者へのヘルメット着用義務はシーク教徒に対しても適用され、その信仰の自由が侵されることはない。

バーゼルのサイエントロジー団体の事件では、詐欺的ないしは不当な方法による、通行人に対する勧誘は処罰されるという規定が、バーゼル州軽犯罪法⁽²⁹⁾に導入されたことが問題となった。警察は、この条項によって、勧誘に際して、違法な、特に詐欺的ないしは不当な方法で、通行人にからむような傾向が存在するときには、勧誘者を排除する権限が与えられ、連邦裁判所⁽³⁰⁾によって是認されている。

宗教行為のための公有地の使用（たとえば行進）は、交通警察的な理由から制限され、治療上の行為をする加持祈祷に対して衛生警察的な制限を加えることは許容される。

刑の執行においては、公共の利益の視点から、信仰の自由の制限が発生することがあるが、信仰の自由は最大限保障されなければならない。イスラム教徒の在監者による金曜日の合同礼拝の要求を拒否したことについて、連邦裁判所はそれを違法と判断した⁽³¹⁾。

「宗教的信条は、市民の義務の履行を免除しない」とする、旧連邦憲法49条5項は、市民の義務の免除の留保を規定していたが、現行連邦憲法に

(29) Rhinow/Schefer. aa.O., S.292.

(30) BGE 113 Ia S.304ff.

(31) BGE 113 Ia S.304ff.

はもはや存在しない。連邦憲法59条1項には「すべてのスイス人男性は、兵役に就くことを義務づけられる」とあり、62条2項は「初等教育は義務」と定める。しかし、このような市民の義務の具体化に際しては、信仰の自由と良心の自由が考慮されなければならない。たとえば、日曜日ないしは国の祝日以外に、宗教上の休日をとりたいという、宗教上の少数派の要請に配慮しなければならない。

連邦裁判所は、一歩進んで、男女が一緒の水泳の生徒への強制は、厳格に信仰を守るイスラム教徒の信仰の自由を制限するので、当該生徒に対して、水泳の授業を免除させるべきであるとの判断を示した⁽³²⁾。この判断については、多くのスイス国民にとっては、理解を超えるものであった⁽³³⁾。つまり、スイス国民にとっては、子どもたちが社会に統合されることに配慮することは学校の課題ではないのかということである。スイスにおいて生活し、働くとする者は、スイスの社会システムに統合されるべきである。その過程で、私生活において、自己の信仰を持ち続けることができることは、おのずと理解されると考える。彼は、学校と社会の中で、この国の習慣に慣れなければならないし、信仰の自由を援用して統合から免れるのは許されないとする。もちろん、それに対して、人権保障の目的は少数者の保護にあり、政治的に自己の要求を実現する機会をもたないので、多数者による許されることのない侵害から、裁判所による保護が期待されなければならないという、連邦裁判所判決を支持する見解も存在する⁽³⁴⁾。

3.4 適切な埋葬の権利

旧連邦憲法53条2項は、「墓地についての措置は、自治体の権限に属する」、「自治体は、すべての死者が適切に埋葬されることに配慮しなければ

(32) BGE 117 Ia S.314ff.

(33) Fleiner, T., Was sind menschenrechte, 1996, S.89ff.

(34) Fleiner, a.a.O., S.90.

ならない」と規定していた。この適切な埋葬についての請求権は、現行憲法では、7 条（「人間の尊厳は尊重され、保護されなければならない」）の人間の尊厳規定から生じる。

権限を有する役所は、何人にも適切な埋葬を保障する義務を負う。故人は、その土地において慣習として行われている、死者に対する尊厳を尊重する形式で埋葬されなければならない。特に、墓地の割り当てについての差別があってはならないし、無神論者や異なる信仰をする者に対しても同じである。

役所は、故人が希望した告別式の特定の様式を、親族の意思に反して実施する義務を負うものではない。

適切な埋葬の請求権は、国家に積極的な行為を義務づけるという、憲法上の個人の権利であり、故人にもっとも近い親族が請求することができる権利である。

3. 5 公立学校における宗教的中立

公立学校における教育は、信仰に関して中立でなければならない。これは、一方では、連邦憲法15条4項から生じ、他方では、連邦憲法62条2項の「初等教育は義務であり、州の指導ないしは監督の下に置かれる」という規定からも生じてくる。任意の宗教教育は、こうした規定に違反するものではない。私立学校においては、義務的な宗教教育は許容される。もちろん、公立学校においても、宗教学、倫理学の範囲内で、「宗教」を教育することは許される。なぜなら、現在では、多様な文化と宗教の、自由で、法治国家的な国家への統合は重要な国家課題の一つであり、生徒に宗教についての基本認識を教えることはそれに寄与するものである。⁽³⁵⁾

この問題の一つの事例として、十字架のキリスト像（Kruzifix）事件を

(35) Winzeler, Einführung, S.34. Winzeler, Religionsunterricht, S.483und497.

取り上げてみよう。⁽³⁶⁾ テッシン州の自治体カルドが、公立の初等学校のすべての教室に十字架のキリスト像を掲げることを決定した。それに反対して、ある教師が信仰の自由を援用して、訴えを提起した事例である。連邦裁判所は、初等学校における十字架のキリスト像の掲示は、公立学校の宗教上の中立性を侵害するとして、次のように判断した。⁽³⁷⁾

「教育は、それが義務である生徒のために、信仰の間の区別なしに実施されなければならないので、国家が、信仰という点において中立的に行動しなければならないという原則は、公立学校では特別な意味が与えられることができる」。[連邦憲法に規定されている学校における宗教上の中立性の保障として、国家が、教育の範囲内での特定の信仰との結びつきを表明する権限はない。国家は、市民の信条が他人の信仰を侵害することを回避しなければならない。公立学校の訪問者が、十字架のキリスト像の掲示によって、教育をキリスト教の世界観に基づかせる、あるいは教育をキリスト教の影響下に置くという意図を感じることはあり得ることである。また、何者かが、自己が所属していない宗教上の象徴の恒常的な存在によって、自己の宗教的信念を侵害されたと感じるものが排除されることはできない」。

また、1997年には、連邦裁判所は、イスラム教徒に改宗した初等学校の教師が授業中はイスラム教のスカーフを着用することを禁止した、ジュネーヴ市政府の判断を支持した。

3.6 教会と国家の関係

連邦憲法における教会と国家の関係については、連邦レベルでの、その完全な分離は、1980年の国民イニシアティブによって明確に否定されてい

(36) Vgl. Gut W., Kreuz und Kruzifix in öffentlichen Räumen, 1997, S.147. Kälin W., Grundrechte im Kulturkonflikt Freiheit und Gleichheit in der Einwanderungsgesellschaft, 2000, 149.

(37) BGE 116 Ia S.252.deutsche Übersetzung in ZBI, S.70ff.

(38)
る。

連邦憲法72条1項は、「教会と国家の関係を規律することは、州の権限である」と定め、教会と国家の関係の処理は州の権限だと明記している。教会と国家の完全な分離は、ジュネーヴとノイエンブルクの二つの州においてのみ存在する。多くの州では、特定の信仰、キリスト教のそれが大きな特権を享受している。

たとえば、チューリヒ州憲法は、以下のように規定する。

「福音改革派教会、フランス教会連合、ローマ・カトリック教会とその教区は、さらにチューリヒ・キリスト教カトリック教区を含めて、国家により承認された公法人である」(64条2項)。

「国家により承認された教会組織は、教会内部の事項については単独で処理するが、その他の事項については、国の監督に服する。その組織ならびに国家との関係は、教会制度のための、国家による給付を扱う立法によって規制される。歴史的な権源に基づく国家の義務は維持される」(64条3項)。

連邦と州は、その権限の範囲内で、多様な宗教団体の信者間の平穏の維持のための措置をとることができる(連邦憲法72条2項)。また、司教区の設立は連邦の許可を必要とする(連邦憲法72条3項)。

4 まとめにかえて

連邦憲法において、宗教、信仰がどのように規定されているかを、旧連邦憲法と比較しつつ、その規範的な概略を叙述、紹介してきた。スイスにおける国民と宗教の結びつきは、われわれが考える以上に密なものがあり、それが憲法規範にも反映している。そして、そこで、宗教、信仰という語で説明されているものは、本来的には、キリスト教のそれを予定して

(38) Häfelin/Haller/Keller, aa.O., S.133.

いるものである。⁽³⁹⁾したがって、国家と宗教の関係において、アメリカ合衆国における政教分離制度とは明らかに異なる対応が行われている。こうしたスイスの宗教憲法（Religionsverfassung）の姿を、州憲法、連邦裁判所の実践も含めて、明らかにすることが、今後の課題となろう。具体的には、①「教会と国家の関係を規律するのは、州の権限である」（連邦憲法72条1項）と規定されていることから、州における教会と国家の関係がどうなっているかを明らかにしなければならない。⁽⁴⁰⁾そのためには、各州の憲法と教会法の規定を参照することが必要となる。②新連邦憲法施行後の、宗教、信仰をめぐる憲法現実を明らかにすることである。その他、③本稿ではまったく触れなかった宗教税の問題、④宗教団体の自己決定権の問題など多くの課題が残されている。

(39) 住民登録に際しては、本来は、いわゆる宗教ではなく、キリスト教の宗派（信条）の記載が要求されていた。（森田安一『物語 スイスの歴史』[中公新世、2000年]まえがきのエピソードを参照）。

(40) Winzeler, Einführung, S.77ff.